

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和5年10月17日(2023.10.17)

【公開番号】特開2022-136242(P2022-136242A)  
 【公開日】令和4年9月15日(2022.9.15)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-171  
 【出願番号】特願2022-119816(P2022-119816)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/55(2006.01)  
 A 6 1 P 27/02(2006.01)  
 A 6 1 P 27/14(2006.01)  
 A 6 1 K 9/08(2006.01)  
 A 6 1 K 47/12(2006.01)  
 A 6 1 K 47/18(2017.01)

10

【F I】

A 6 1 K 31/55  
 A 6 1 P 27/02  
 A 6 1 P 27/14  
 A 6 1 K 9/08  
 A 6 1 K 47/12  
 A 6 1 K 47/18

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月6日(2023.10.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エピナスチン又はその塩と、低級脂肪族カルボン酸類とを含有する、アレルギー性疾患の治療のための眼科用製剤であって、エピナスチン又はその塩の濃度が0.09%(w/v)又は0.1%(w/v)である、眼科用製剤。

【請求項2】

低級脂肪族カルボン酸類が、クエン酸、エデト酸、酢酸、        -アミノカプロン酸、グルタミン酸及びそれらの塩又はそれらの水和物からなる群より選択される1以上である、請求項1に記載の眼科用製剤。

【請求項3】

低級脂肪族カルボン酸類の濃度が、0.1~4%(w/v)である、請求項1又は2に記載の眼科用製剤。

40

【請求項4】

アレルギー性疾患が、アレルギー性結膜炎である、請求項1~3のいずれか1項に記載の眼科用製剤。

【請求項5】

エピナスチン又はその塩が、エピナスチン塩酸塩である、請求項1~4のいずれか1項に記載の眼科用製剤。

【請求項6】

点眼剤である、請求項1~5のいずれか1項に記載の眼科用製剤。

50

【請求項 7】

眼表面又はその近傍に付着した花粉の破裂を抑制する作用を有する、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の眼科用製剤。

【請求項 8】

エピナスチンの眼組織への移行性を向上させる作用を有する、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の眼科用製剤。

10

20

30

40

50